

定 款

2022 年 12 月 21 日株主総会決議

株式会社アサリ研

定 款

第 1 章 総 則

第1条（商 号）

当会社は、株式会社アサカ理研と称する。また英文表記は、Asaka Riken Co., Ltd. とする。

第2条（目 的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 無機工業薬品、無機材料、触媒その他化学品の製造、販売及び輸出入
2. 次の各製品の回収、再生、加工、精錬、販売、輸出入及び分析
 - (1) 各種工業製品からの非鉄金属原材料
 - (2) 希少金属（リチウム、コバルト、タンタル、インジウム等）原材料
 - (3) 貴金属原材料
3. 貴金属地金の加工、販売、輸出入ならびに分析
4. 貴金属回収装置の製造、販売、輸出入、保守管理ならびに賃貸
5. 産業廃棄物の収集、運搬及び処理・処分業務
6. 電子部品等の洗浄、回収及び再生
7. 精密機器部品等の製作、洗浄、再生及び修理
8. 毒物劇物の製造及び販売
9. コンピューターソフトウェア及び応用システムの開発、販売、輸出入ならびに保守管理
10. 電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網の有償提供
11. 電気通信機械器具及び電気通信に係わるシステム及びソフトウェアの製造、保全、売買、賃貸、輸出入
12. 情報通信システムの企画、設計、管理運営に関する導入指導ならびに保守管理
13. 電気通信、情報処理に係わる講習会、シンポジウム、セミナー等の開催
14. 情報処理システムの操作運用に関する教育
15. 新聞及びテレビの広告ポスター、パッケージ、チラシ、看板等広告全般に伴う企画、立案、制作及び管理
16. イベントの企画、立案、進行、ディスプレイデザイン、コーディネート及び管理
17. インターネットのホームページ制作、デザイン、それらに伴う立案及び管理
18. 企業の依頼による企業方針及び企業イメージ向上のための全てのデザイン等に関する企画、立案、制作、指導及び管理
19. 通信媒体及び情報ネットワークに伴うデザイン企画、立案、制作及び管理
20. 水道施設工事、塗装工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工

- 事等の建設工事に関する設計、施工、監理及び請負
21. 水処理用ろ材及びその周辺薬剤に関する製造、販売ならびに研究開発
 22. ろ過装置及びその周辺設備に関する調査研究、開発設計、製造、販売、保守ならびにコンサルタント
 23. 労働者派遣事業
 24. 前各号に関連する業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を福島県郡山市に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査等委員会
- （3）会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は 20,400,000 株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第8条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

第12条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

- 2 株主総会は、福島県内にて招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

- 2 前項の代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載

しないことができる。

第 16 条（決 議）

株主総会の決議は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。但し、法令又は本定款に別段の定めがある場合はこの限りではない。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数で行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

第 19 条（取締役の選任）

当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第 20 条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 補欠または増員として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）

の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

- 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 5 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 21 条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

- 2 前項の代表取締役に事故のある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。
- 3 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、取締役会の日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 4 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 22 条（重要な業務執行の委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

第 23 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議により、取締役社長 1 名を選定する。取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。

- 2 前項のほか、取締役会は、その決議により代表取締役を選定することができる。
- 3 取締役会はその決議により、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。

第 24 条（取締役会）

取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

- 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が代表取締役の職務を代行する。

第 25 条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決定する。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

第 28 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間に任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規定する金額の合計額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 29 条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 30 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

第 31 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

第 32 条（剰余金の配当等）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

第 33 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 34 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

- 2 金銭による未払いの剰余金の配当には利息をつけないものとする。

（附則）

- 1 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 2 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。